

いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。
～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは本校でも、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。
(『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より)

(2) 基本方針の重点

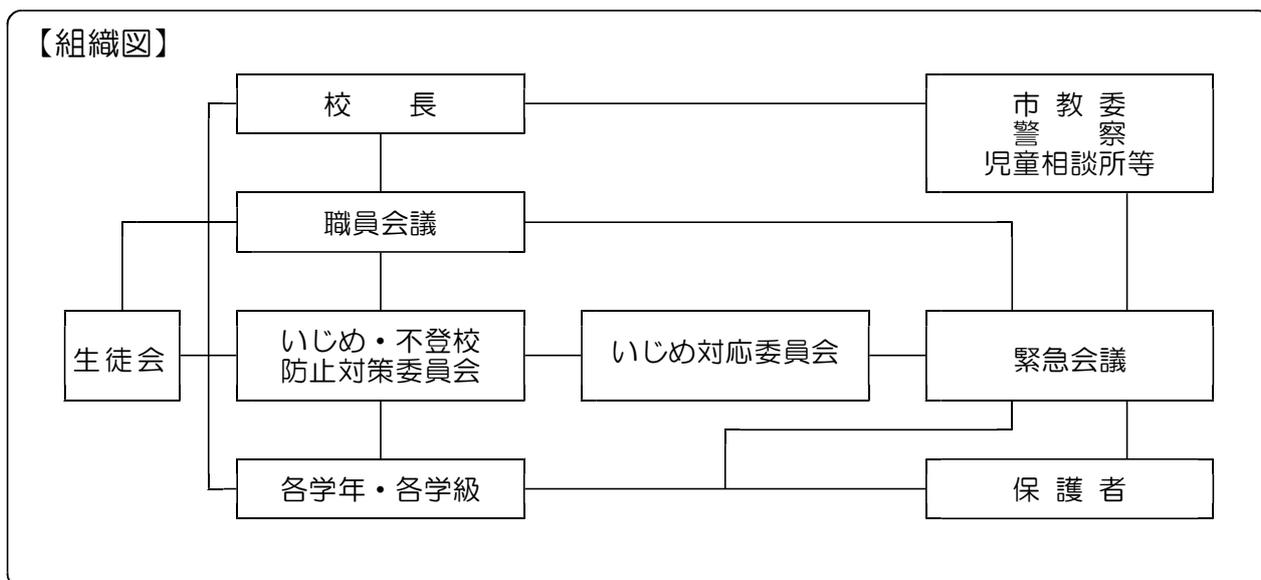
学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

- ① いじめの防止
 - ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
 - ・生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育むような「わかる授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。
- ② 早期発見
 - ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- ③ 適切な対応
 - ・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。

- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
 - ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。
- ⑤ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「職員会議」「いじめ・不登校防止対策委員会」「いじめ対応委員会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。



(1) 「職員会議」＜全教職員が参加＞

- ①基本方針の策定
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（生徒情報収集・情報交換等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
(生徒会活動の支援・行事の実施等)
- ⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ・不登校防止対策委員会」

＜校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・関係学年所属教員・養護教員＞

- ①いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
- ②日常的な業務についての協議を定期的に行う。
- ③いじめの発見や通報、いじめと疑われる行為の報告窓口を担う。

(3) 「いじめ対応委員会」

＜校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・関係学年所属教員・養護教員＞

- ①いじめ発生時に事案の解決に努める。

(4) 「緊急会議」

＜重大事態発生時に、必要に応じて全教職員，保護者代表，関係機関，市教委等＞
重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

4 基本的施策

(1) いじめの未然防止

生徒が友人や教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・集団・学校づくりを行っていく。そのために、「基礎学力の定着」「基本的生活習慣の確立」「人間関係づくりの構築」「主体的態度の育成」の取組を継続することで、いじめの未然防止につなげていく。

- ① 学校の重点目標
 - ・学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。
- ② 心の教育の充実
 - ・生徒の豊かな情操と道徳心，コミュニケーション能力の素地を養うため，全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
 - ・体験活動，情報モラル教育等の教育活動の充実を図る。
 - ・「いのちを大切に作るキャンペーン」，いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
 - ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動
 - ・生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し，言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
 - ・生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ④ 行事，生徒会活動等を通じた特別活動の充実
 - ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において，他者と関わる機会や体験を取り入れ，生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を育む。
 - ・生徒によるいじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い，生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
 - ・人権標語・作文，いじめ防止キャンペーン，道徳集会等で，生徒への指導を継続的に行う。
- ⑤ 保護者や地域との連携
 - ・保護者や地域住民，関係団体との連携を図り，いじめに関する生徒の実態を把握する。
 - ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開をするなど，いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2) いじめの早期発見

- ① 観察
 - 日々の観察
 - ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
 - 日記や連絡帳、生活ノートの活用
 - ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ② いじめアンケートの実施等
 - いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - ・いじめ・いやがらせアンケート < 生徒（毎月），保護者（年2回） >
 - ・悩みごとアンケート < 生徒・保護者（年2回） >
 - ・Q-Uを年2回実施し、学級における人間関係の把握と対策に努める。
- ③ 教育相談の実施
 - ・教育相談期間を設けて、全生徒を対象として学級担任が教育相談を実施する。年1回（5月）

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・スクールカウンセラーの活用

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ・不登校防止対策委員会」に報告する。
- ・「いじめ対応委員会」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・当事者双方，周りの生徒から聞き取り，記録する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録する。

指導体制，方針決定

- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会，関係機関との連携を図る。

生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。

保護者との連携

- ・いじめられた側の保護者と直接会って状況説明，今後の具体的な対策を伝える。
- ・いじめた側の保護者への説明，助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。 ※3か月後にその後の状況を確認する。
- ・明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・道徳教育や学級活動の充実を図り，誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 重大事案の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。※「相当の期間」とは，年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合を含む。

(1) 市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を，市教育委員会・西北教育事務所に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し，対応する。必要に応じて警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として，事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒や保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者に報告

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

早期発見・事案対処マニュアル

五所川原市立五所川原第三中学校

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 生徒（本人を除く）からの情報
- 地域住民等からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 生徒（本人）の保護者からの情報
- その他



【いじめの報告】「いじめ・不登校防止対策委員会」会議の開催

○把握者 → 学級担任・学年主任等 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長



【事実確認・方針決定】「いじめ対応委員会」における協議

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 対応する教職員の役割分担
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携



【いじめへの対処】「いじめ対応委員会」による対処

- いじめを受けた生徒への支援
- 周囲の生徒への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 関係機関への相談（スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った生徒への指導
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
- いじめを行った生徒の保護者への助言

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	<ul style="list-style-type: none">○いじめの行為から徹底して守り通す。○安全確保のための巡視体制を強化する。○3ヶ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視し、心のケアと支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">○他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。○いじめは絶対に許されない行為であることを気付かせる。○不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かわないように支援する。	<ul style="list-style-type: none">○周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。○いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。○自分の問題として捉え、いじめのない学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	<ul style="list-style-type: none">○いじめに関する事実経過を説明する。○今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<ul style="list-style-type: none">○事実の経過を説明し、家庭における指導を要請する。○いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する	<ul style="list-style-type: none">○当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



【再発防止に向けた取り組み】

- 原因の詳細な分析
- 学校体制の改善・充実
- 指導内容の改善・充実
- 家庭・地域との連携強化

いじめの早期発見のためのチェックリスト

五所川原市立五所川原第三中学校

場面	観察の観点	生徒氏名
始業前	・遅刻、欠席、早退が多くなる。	
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。	
授業中	・体調不良を訴えて保健室によく行くようになる。	
	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。	
	・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。	
	・発言すると冷やかされたり、からかわれたりする。	
休み時間 ・昼休み	・一人で過ごすことが多い。	
	・遊び仲間が変わった。	
	・教職員へのかかわりを求めにくる。	
給食時間	・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
	・特定の子が配膳するといやがられる。	
	・好きな物を他の子どもにあげる。	
清掃時間	・一人だけ離れて掃除をしている。	
	・みんなが嫌がる分担をいつも行っている。	
放課後 ・部活動	・急いで一人で帰宅する。	
	・部活動を休みがちになる。	
	・練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
その他	・グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	・机やロッカー、持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	・持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。	

※ いじめの兆候に早く気づけるように、項目にあてはまる生徒がいた場合には、名前を書き入れ、教職員間で情報を共有し、その生徒の様子を慎重に観察していく。

学校いじめ防止プログラム

1学期

時期 (いつ)	実施内容等 (何を)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (誰が)
4	・「いじめ防止基本方針」の確認と共通理解	職員会議	教職員	教頭
	・配慮生徒の確認	職員会議	教職員	生徒指導部
	・教育相談の仕方について	職員会議	教職員	生徒指導部
	・いじめ防止対策委員会組織会議	特別委員会	特別委員 (教職員)	教頭
	・学級開き(いじめ撲滅など)	学級活動	生徒	学級担任
	・人間関係づくり(グループ・アプローチ)	学級活動	生徒	学級担任
	・全校道徳(いじめ未然防止集会①)	学級活動	生徒	学習指導部
	・学校の「いじめ防止基本方針」の説明及び啓発	参観日	保護者	生徒指導主事
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
5	・1学年全員とスクールカウンセラーとの面談	学級活動	1学年生徒	スクールカウンセラー
	・全校道徳(いじめ未然防止集会②)	学級活動	生徒	学習指導部
	・教育相談週間(個人面接)	放課後	生徒	学級担任
	・Q-Uの実施	学級活動	生徒	学級担任
	・情報モラル教室(コミュニケーション講話)	全校集会	生徒	スクールカウンセラー
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(4月分)	職員会議	教職員	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
	・スクールカウンセラーとの情報共有	スクールカウンセラー勤務日	スクールカウンセラー	生徒指導部
6	・いじめ防止の理解を深める学習	学級活動 道徳の時間	生徒	学級担任
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(5月分)	職員会議	教職員	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(保護者)	各家庭	保護者	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部
7	・いじめ防止の理解を深める学習	学級活動 道徳の時間	生徒	学級担任
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(6月分)	職員会議	教職員	生徒指導部
	・学校の「いじめ防止基本方針」の説明及び啓発	参観日	保護者	生徒指導主事
	・いじめ・いやがらせアンケートの結果報告	参観日	保護者	生徒指導主事
	・三者面談(3年生)	夏休み	生徒・保護者	学級担任
	・家庭訪問(1・2年生)	夏休み	保護者	学級担任
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部	

2学期

時期 (いつ)	実施内容等 (何を)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (誰が)	
8	・いじめ防止対策委員会会議	特別委員会	特別委員 (教職員)	教頭	
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(7月分)	職員会議	教職員	生徒指導部	
	・悩み事アンケートの実施	各家庭	生徒・保護者	生徒指導部	
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部	
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員	
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任	
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員	
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー	
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部	
9	・いじめ防止の理解を深める学習	学級活動 道徳の時間	生徒	学級担任	
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(8月)	職員会議	教職員	生徒指導部	
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部	
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員	
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任	
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員	
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー	
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部	
	10	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(9月分)	職員会議	教職員	生徒指導部
・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)		各家庭	生徒	生徒指導部	
・昼休み・休み時間の巡回		昼休み・休み時間	生徒	教職員	
・生活ノートのチェック		学校生活	生徒	学級担任	
・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用		学校生活	生徒	教職員	
・スクールカウンセラーとの面談		スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー	
・スクールカウンセラーとの情報共有		放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部	
11		・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(10月)	職員会議	教職員	生徒指導部
		・Q-Uの実施	学級活動	生徒	学級担任
	・情報モラル教室(インターネットの使い方)	学級活動	生徒・保護者	外部講師	
	・インターネットの正しい使い方の啓発	参観日	保護者	生徒指導主事	
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部	
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(保護者)	各家庭	保護者	生徒指導部	
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員	
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任	
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員	
12	・いじめ防止の理解を深める学習	学級活動 道徳の時間	生徒	学級担任	
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(11月)	職員会議	教職員	生徒指導部	
	・三者面談(全学年)	放課後	生徒・保護者	学級担任	
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部	
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員	
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任	
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員	
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー	
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部	

3学期

時期 (いつ)	実施内容等 (何を)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (誰が)
1	・いじめ防止対策委員会会議	特別委員会	特別委員 (教職員)	教頭
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(12月)	職員会議	教職員	生徒指導部
	・Q-Uの分析	生徒指導研	教職員	生徒指導部
	・悩み事アンケートの実施	各家庭	生徒・保護者	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部
2	・いじめ防止の理解を深める学習	学級活動 道徳の時間	生徒	学級担任
	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告(1月)	職員会議	教職員	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部
3	・いじめ・いやがらせアンケート、 長期欠席者の報告	職員会議	教職員	生徒指導部
	・いじめ・いやがらせアンケートの実施(生徒)	各家庭	生徒	生徒指導部
	・昼休み・休み時間の巡回	昼休み・休み時間	生徒	教職員
	・生活ノートのチェック	学校生活	生徒	学級担任
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの活用	学校生活	生徒	教職員
	・スクールカウンセラーとの面談	スクールカウンセラー勤務日	相談生徒・保護者	スクールカウンセラー
	・スクールカウンセラーとの情報共有	放課後	スクールカウンセラー	生徒指導部
	・「いじめ防止基本方針」の見直し	職員会議	教職員	教頭
	・いじめの早期発見のためのチェックリストの見直し	職員会議	教職員	教頭
	・いじめ防止プログラムの見直し	職員会議	教職員	生徒指導部